

高槻市太陽光発電施設の適正な  
設置のための手続等に関する条例  
届出等の手引き

高槻市環境政策課

## 目次

第1章 全般的な事項.....	1
1 条例制定の経緯 .....	1
2 条例の目的、責務等 .....	1
3 用語の説明 .....	2
4 届出など手続きの対象となる事業（特定太陽光発電事業） .....	2
第2章 保全区域（特に配慮が必要と認められる区域） .....	3
第3章 手続きの流れと必要書類.....	4
1 手続きの流れ .....	4
① 事前相談（必要に応じて） .....	5
② 事前協議 .....	5
③ 近隣関係者への説明会 .....	5
④ 自治会・地区コミュニティと協定締結.....	5
⑤ 事前協議完了通知 .....	5
⑥ 事業計画届出 .....	5
⑦ 設置工事着手届出 .....	6
⑧ 設置工事完了届出 .....	6
2 必要書類 .....	7
第4章 施設設置基準.....	10
第5章 その他の事項.....	12
1 事業計画の変更等 .....	12
2 事業者情報の公表等 .....	12

# 第1章 全般的な事項

---

## 1 条例制定の経緯

太陽光発電施設は、気候変動対策の一環として積極的な設置が進められており、本市においてもエコハウス補助金等を通じてその普及を促進しています。

しかし、大規模な施設が無秩序に設置されると、動植物の生息・生育環境の悪化、反射光や騒音等の発生、景観・眺望の阻害、土砂流出、住民トラブルの原因となる場合があります。

そのため、本市において、太陽光発電施設の適正な設置を誘導し、自然環境、生活環境、景観の保全及び災害の未然防止を図るため、「高槻市太陽光発電施設の適正な設置のための手続等に関する条例」を制定し、令和6年7月1日から施行しています。

## 2 条例の目的、責務等

### (1) 目的

この条例は、太陽光発電施設の適切な設置のために必要な手続等を定めることにより、自然環境、生活環境及び景観の保全並びに災害の未然防止を図り、もって市民生活の安全と安心を確保することを目的としています。

### (2) 基本理念

本市の自然環境、生活環境及び景観は、市民の長年にわたる努力によって形成されてきたことに鑑み、かけがえのない財産として将来にわたって市民がその恵沢を享受することができるよう、地域の意向を踏まえて、その保全が図られなければならないことを基本理念としています。

### (3) 土地所有者等の責務

土地所有者等は、太陽光発電事業の実施に当たり、条例の目的及び基本理念にのっとり、事業区域を適正に管理しなければなりません。

### (4) 事業者の責務

事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、太陽光発電施設及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう運用するとともに、近隣関係者と良好な関係を保たなければなりません。

また、苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たるとともに、事故や災害等が発生した場合は速やかに解決し、再発防止のための措置を講じなければなりません。

### 3 用語の説明

条例及び規則では、用語の意義を以下のように定めています。

太陽光発電施設	太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。
太陽光発電事業	太陽光発電施設の設置（竹木の伐採、盛土、切土、埋立て等の造成工事を含む。）又は運営をする事業をいう。
事業者	太陽光発電事業を計画し、又は実施する者をいう。
事業区域	太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいう。なお、近接して行われる2以上の事業区域は、特に市長が認めるものを除き、1の事業区域とみなす。
土地所有者等	事業区域に係る土地の所有者、占有者又は管理者をいう。
近隣関係者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業区域の境界から100メートル以内の区域に居住し、又は土地若しくは建物を所有し、若しくは賃借する者</li> <li>・ 事業区域又は事業区域の境界から100メートル以内の区域を活動範囲に含む自治会、その他これに類する団体及び地区コミュニティ組織</li> <li>・ 事業区域から排出された水が流入する河川又は水路の流水を利用する農業団体及び漁業団体</li> <li>・ 事業区域の境界から100メートル以内の森林を管理する森林組合</li> </ul>

### 4 届出など手続きの対象となる事業（特定太陽光発電事業）

太陽光発電事業で、建築物に設置されるものを除き、次のいずれかに該当する事業（以下、「特定太陽光発電事業」という。）が届出など手続きの対象です。

- ・ 事業区域の面積が10,000㎡以上
- ・ 事業区域の面積が500㎡以上であって、保全区域（次ページ）を含むもの

※事業区域とは、太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいいます。なお、近接して行われる2つ以上の事業区域は、原則1つの事業区域とみなします。

○：届出など手続きの対象      ー：届出など手続きの対象外

事業区域の面積	太陽光発電施設の設置場所		
	建築物の屋根 又は屋上	左記以外（野立て等）	
		保全区域外	保全区域内
10,000㎡以上	ー	○	○
500㎡以上	ー	ー	○
500㎡未満	ー	ー	ー

## 第2章 保全区域（特に配慮が必要と認められる区域）

自然環境、生活環境、景観の保全及び災害の未然防止のため、太陽光発電事業の実施について特に配慮が必要と認められる以下の区域を保全区域として指定しています。事業計画地が保全区域を含んでいるかどうか必ず確認してください。なお、以下の担当窓口は、区域確認の窓口です。事業に係る規制等については、別途必要な部署と協議を行ってください。

分類	区域	関係法令	担当窓口	連絡先
自然環境の保全	自然公園	大阪府立自然公園条例	大阪府北部農と緑の総合事務所 みどり環境課	072-627-1121
	自然環境保全地域	大阪府自然環境保全条例		
	近郊緑地保全区域	近畿圏の保全区域の整備に関する法律		
	農地	農地法	高槻市農業委員会事務局	072-674-7421
	地域森林計画対象民有林	森林法	高槻市街にぎわい部農林緑政課	072-674-7402
生活環境の保全	各種住居専用地域、各種住居地域、準住居地域、田園住居地域	都市計画法	高槻市都市創造部都市づくり推進課	072-674-7552
景観の保全	重要文化財及び登録有形文化財（建造物に限る）、周知の埋蔵文化財包蔵地及び史跡名勝天然記念物の区域	文化財保護法	高槻市街にぎわい部文化財課	072-674-7652
	指定有形文化財及び登録文化財（建造物に限る）、指定史跡名勝天然記念物	大阪府文化財保護条例		
	指定文化財（有形文化財（建造物に限る。）及び記念物に限る。）	高槻市文化財保護条例		
	風致地区	都市計画法	高槻市街にぎわい部農林緑政課	072-674-7402
災害の未然防止	河川区域、河川保全区域	河川法	高槻市都市創造部下水河川企画課	072-674-7432
	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律		
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律		
	地すべり防止区域	地すべり等防止法		
	砂防指定地	砂防法		
	山地災害危険地区	-	大阪府北部農と緑の総合事務所 森林課	072-627-1121

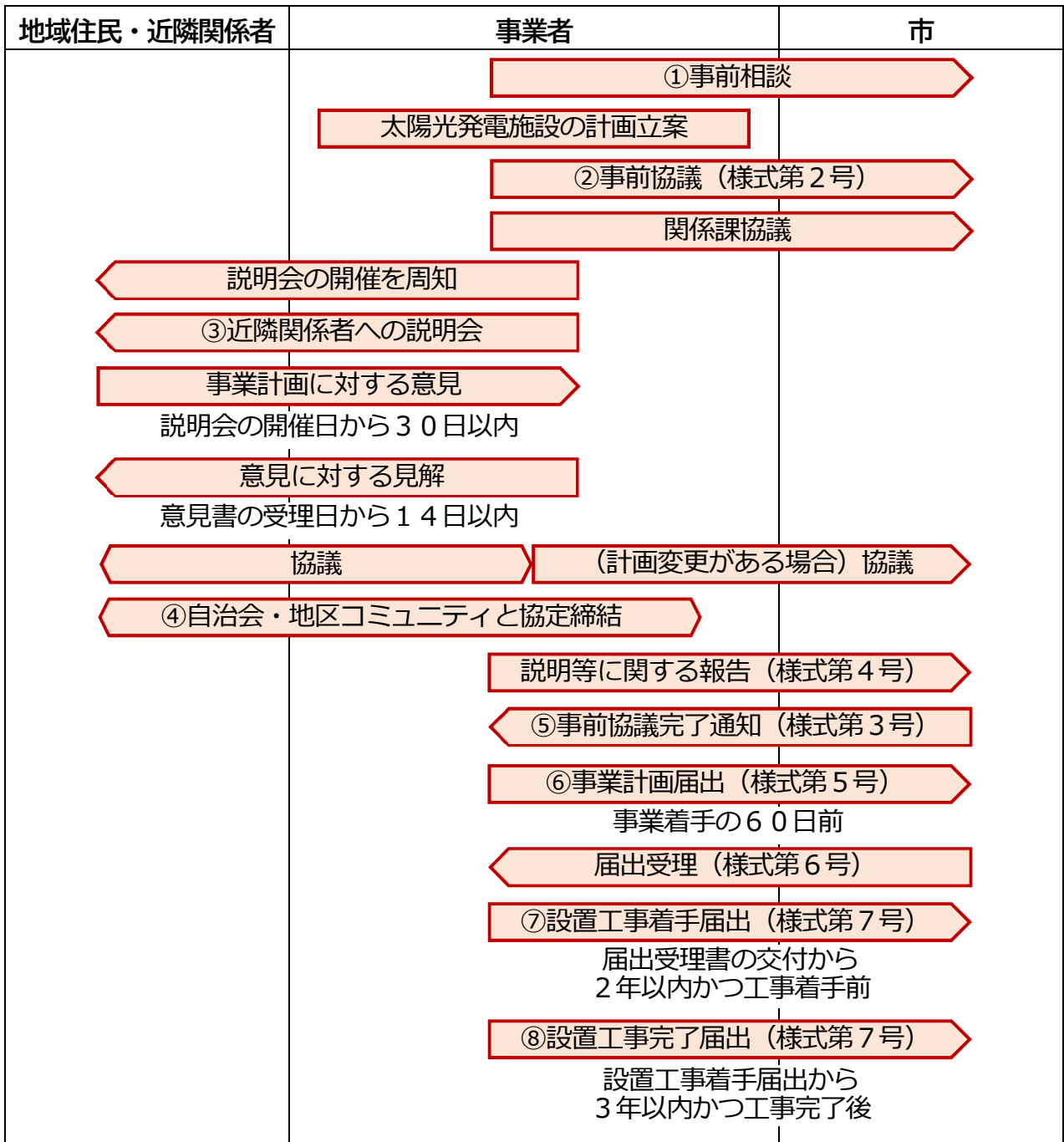
### 第3章 手続きの流れと必要書類

#### 1 手続きの流れ

この条例では、特定太陽光発電事業を実施する事業者に対して、市との事前協議、住民説明会の開催、自治会等との協定締結、施設設置基準の遵守、市への届出などを事業者へ義務付けています。

手続きの流れとしては、事前に市へ相談したうえで、近隣関係者に対して事業の内容等に関する説明会などを開催し、市との事前協議完了後、事業に着手しようとする日の60日前までに市へ届出を行ってください。

その後、発電設備に係る工事等を行い、発電を開始することになります。



## ① 事前相談（必要に応じて）

---

必要な手続きや説明が必要な近隣関係者の範囲、施設設置基準などを十分に理解したうえで、計画策定に着手していただくことで、事前協議を円滑に進めることができますので、可能な限り「②事前協議」前に環境政策課へご相談ください。

## ② 事前協議

---

事前協議申出書（様式第2号）に必要書類（別表提出書類一覧）を添付した書類一式を5部用意して、環境政策課へ提出の上、事前協議してください。また、環境政策課との協議と並行して、施設設置基準等について、関係課と事前協議を行ってください。

なお、事業区域に保全区域が含まれる場合、施設設置基準（第4章参照）を満たさない場合、近隣関係者への説明等が不十分と判断した場合などは、事業を実施しないように事業者を求めることがあります。

## ③ 近隣関係者への説明会

---

説明会の開催及びその他の方法により、近隣関係者へ事業計画に関する周知を行ってください。また、事業計画に対する意見の申出の受付に関する事項を定めるとともに、併せて近隣関係者に周知してください。

## ④ 自治会・地区コミュニティと協定締結

---

事業者は、近隣関係者のうち特定近隣関係者（自治会及び地区コミュニティ組織）と、自然環境、生活環境、景観への配慮及び災害の未然防止に係る事項等について協定を締結してください。ただし、当該協定を締結できないことについて正当な理由があるときは、市と協議してください。

また、近隣関係者への事業計画に関する周知及び自治会・地区コミュニティと協定締結が終わりましたら、説明等に関する報告書（様式第4号）を提出してください。

## ⑤ 事前協議完了通知

---

市との事前協議が合意に達した際には、市から事業者へ事前協議完了通知書（様式第3号）を交付します。

## ⑥ 事業計画届出

---

事業着手の60日前までに、事業計画届出書（様式第5号）に事前協議完了通知書などの必要書類（別表提出書類一覧）を添えて提出してください。届出書類に不備がなければ、届出受理書（様式第6号）を交付します。

## ⑦ 設置工事着手届出

---

設置工事に着手しようとするときは、設置工事着手届出書（様式第7号）を提出してください。届出受理書の交付から2年以内に設置工事着手届出書が提出されない場合は、届出受理書は無効となります。この場合は、改めて「②事前協議」から手続きを行ってください。

## ⑧ 設置工事完了届出

---

工事が完了したときは、設置工事完了届出書（様式第7号）を提出してください。

設置工事着手届出書から3年以内に設置工事完了届出書が提出されない場合又は事業計画に適合するために必要な措置が完了しない場合は、事業計画を撤回し、事業に着手している土地がある場合には、速やかに事業に着手する前の状況に回復してください。



## 2 必要書類

必要書類	明示すべき事項等	事前協議	届出
特定太陽光発電事業事前協議申出書	<ul style="list-style-type: none"> <li>様式第2号を使用</li> </ul>	○	—
特定太陽光発電事業計画届出書	<ul style="list-style-type: none"> <li>様式第5号を使用</li> </ul>	—	○
事業区域及びその周辺の見取図	<ul style="list-style-type: none"> <li>縮尺1/2, 500以上</li> <li>方位、地形</li> <li>事業区域の予定地</li> <li>最寄交通機関からの経路</li> <li>条例第3条に掲げる保全区域</li> </ul>	○	○
確定測量図	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業区域の面積が分かる測量図か求積図</li> </ul>	○	○
現況平面図及び現況断面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>縮尺1/500以上</li> <li>方位、事業区域の境界</li> <li>土地の地番、形状、断面</li> </ul>	○	○
計画平面図及び計画断面図	<p>【土地利用計画平面図】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>縮尺1/500以上</li> <li>方位、事業区域の境界</li> <li>緩衝帯の位置、形状、寸法</li> <li>標識の位置、形状、寸法</li> <li>接続道路の種類、名称、幅員</li> <li>建築敷地境界線、道路後退線</li> <li>送電ルート及び送電に係る電柱の位置</li> <li>その他災害を防止するための施設の位置</li> </ul> <p>【造成計画平面図・断面図】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>縮尺1/500以上</li> <li>方位、事業区域の境界</li> <li>切土又は盛土をする前後の地盤面、地盤高</li> <li>切土又は盛土の別</li> <li>切土又は盛土をする土地の求積</li> <li>崖又は擁壁の位置及び形状、種類</li> </ul>	○	○
排水計画平面図及び排水計画断面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>縮尺1/500以上</li> <li>雨水、雑排水、汚水の経路</li> <li>流域図</li> </ul>	○	○

必要書類	明示すべき事項等	事前協議	届出
建築物及び工作物その他物件の構造概要図	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業区域内に設置する建築物及び工作物その他物件の種類、形状、高さ、寸法、色彩等</li> <li>カタログ等</li> </ul>	○	○
現況写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業区域の現況が分かる写真</li> </ul>	○	○
太陽光発電施設に係る発電出力及び構造を示した書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>縮尺1/50以上</li> <li>太陽光発電設備及び架台等の形状、高さ、寸法、材料、勾配</li> <li>変電設備の形状、高さ、寸法</li> <li>太陽光発電設備及び架台等の色彩</li> <li>太陽光発電設備、架台、変電設備等のカタログを添付</li> </ul>	○	○
事業区域の土地に係る登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業区域の土地に係る全部事項証明書</li> <li>発行後3か月以内</li> </ul>	○	○
事業区域の土地に係る地図又は地図に準ずる図面の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業区域の公図の写し</li> <li>事業区域及び隣接地の地番</li> <li>発行後3か月以内</li> <li>事業区域が赤囲いされていること</li> </ul>	○	○
土地所有者の同意書（特定事業者が事業区域の土地の所有権を有しない場合に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業区域の土地に係る土地所有者一覧（土地の地番、所有者の住所氏名）</li> <li>土地所有者の同意</li> </ul>	○	○
事業計画に関する周知に係る実施計画を明らかにする書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>周知する範囲、方法、説明会の日時</li> </ul>	○	—
施設設置基準を満たしていることを明らかにする書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>「第4章 施設設置基準」に示す担当課と協議が終わったことがわかる書類及び協議に使用した書類</li> </ul>	○	○
関係法令による許可その他処分に係る書面の写し又は当該処分に係る申請が受け付けられたことを証明する書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>許可済みのもものは許可書の写しの添付</li> <li>許可申請中のもものは申請書の写し</li> <li>資料には、許可者、許可年月日、許可機関、許可の内容、条件等が確認できるものであること</li> </ul>	○	○
事業者が特定太陽光発電事業を実施するために必要な資力及び信用を有することを証する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>（法人の場合）直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</li> <li>（個人の場合）直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</li> </ul>	○	○

必要書類	明示すべき事項等	事前協議	届出
暴力団、暴力団員及び関係者でないことを証する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人及びその役員(事業を営む者が個人である場合はその者)が、高槻市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを示す誓約書</li> </ul>	○	○
施工計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業方法及び工法</li> <li>施工の工程</li> </ul>	○	○
特定太陽光発電事業事前協議完了通知書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前協議の完了時に市から交付された書面の写し</li> </ul>	—	○
特定近隣関係者と締結した協定書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定近隣関係者と締結した協定書の写し</li> <li>協定を締結できなかった場合は締結に至らなかった理由を明らかにした書類</li> </ul>	○ ※	○
近隣関係者への説明等に関する報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>様式第4号を使用</li> </ul>	○ ※	○

※ 「特定近隣関係者と締結した協定書の写し」及び「近隣関係者への説明等に関する報告書」については、事前協議開始時に提出することができないことから、特定近隣関係者との協定締結後に別途提出してください。

## 第4章 施設設置基準

特定太陽光発電事業の実施に際して、次の基準を満たす必要がありますので、各担当課と協議してください。なお、協議において、必要書類（7～9ページ）から基準を満たしていることが確認できない場合は、追加の書類が必要となる場合があります。

審査内容	担当課															
(1) 自然環境の保全に関する事項																
ア 事業区域内及びその周辺において重要な動植物の生息及び生育地を確認するとともに、必要に応じて適切な対応を行うこと。	農林緑政課 環境政策課															
イ 立木を伐採するときは、最小限にとどめること。	農林緑政課															
ウ 事業区域及びその周辺の土地の特性に応じた設計及び施工とすること。	環境政策課															
(2) 生活環境の保全に関する事項																
<p>ア 事業区域には、当該事業区域と隣接する土地との間に次に掲げる事業区域の面積に応じ、それぞれに定める幅以上の緩衝帯を設けるとともに、当該緩衝帯には太陽光発電施設を設けないこと。</p> <table border="1" data-bbox="220 1223 1090 1496"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業区域の面積</th> <th>緩衝帯の幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア)</td> <td>500㎡以上</td> <td>2m</td> </tr> <tr> <td>(イ)</td> <td>2,000㎡以上</td> <td>3m</td> </tr> <tr> <td>(ウ)</td> <td>10,000㎡以上</td> <td>4m</td> </tr> <tr> <td>(エ)</td> <td>50,000㎡以上</td> <td>10m</td> </tr> </tbody> </table>		事業区域の面積	緩衝帯の幅	(ア)	500㎡以上	2m	(イ)	2,000㎡以上	3m	(ウ)	10,000㎡以上	4m	(エ)	50,000㎡以上	10m	環境政策課
	事業区域の面積	緩衝帯の幅														
(ア)	500㎡以上	2m														
(イ)	2,000㎡以上	3m														
(ウ)	10,000㎡以上	4m														
(エ)	50,000㎡以上	10m														
イ 太陽光モジュールを構成する太陽電池セルは、黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度の色彩とし、近隣関係者への影響を与えないものであること。	都市づくり推進課 環境政策課															
(3) 景観の調和に関する事項																
ア 高台その他眺望を損なう場所に太陽光発電施設を設置しないこと。	都市づくり推進課															
イ パワーコンディショナー、架台その他附属設備及び柵又はこれに準ずるもの（以下「柵等」という。）は、周囲の景観に調和した色彩とすること。	都市づくり推進課															

(4) 災害の未然防止に関する事項	
ア 事業区域及びその周辺において、切土若しくは盛土又はその両方の行為を行うときは、土砂災害を防止する対策を講じること。	審査指導課
イ 太陽光モジュールを支持する工作物は、自重、地震又は風圧による荷重その他当該工作物が設置される環境において想定される荷重に対して、倒壊、飛散及び移動をしないものであること。	審査指導課 環境政策課
ウ 太陽光発電施設は、腐しよく、腐朽その他劣化を生じにくい材料又は防しよくその他劣化を防止する措置を講じた材料で構成されていること。	審査指導課 環境政策課
エ 太陽光発電施設の設置により雨水の放流先が変わることのないよう放流先を限定し、当該施設に係る排水施設が河川その他公共の用に供している排水施設に接続するときは、当該河川その他公共の用に供している排水施設の管理者の同意を得ること。	下水河川企画課
オ 事業区域において、降雨による土砂の流出、地盤の崩落その他災害が生じないように、排水施設の整備及び法面保護工による対策を講ずること。	審査指導課 下水河川企画課
(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項	
ア 事業区域と当該事業区域と隣接する土地との境界に、高さ1.5メートル以上の柵等を設けること。	環境政策課
イ 事業区域から国道又は道路法（昭和27年法律第180号）第56条の規定により指定された主要な府道又は市道までの間は、同法第2条に規定する道路又は高槻市林道管理条例（平成27年高槻市条例第40号）第2条に規定する林道であって、幅員4メートル以上のものと接続していること。	環境政策課
ウ 工事及びこれに伴う車両の通行による道路、河川、水路その他公共施設の破損を防止するための措置を講ずること。	環境政策課
エ 外部から見やすい位置に特定太陽光発電事業の事業概要を表す標識を設置すること。	環境政策課

## 第5章 その他の事項

---

### 1 事業計画の変更等

事前協議完了通知書の交付を受けた後に、事業計画を変更しようとするときは、改めて「第3章 ②事前協議」から手続きを行う必要があります。ただし、事業者の代表者名や所在地を変更する軽微な場合は、事業計画の軽微な変更届出書（様式第8号）に、特定事業者に係る登記事項証明書等を添えて届出してください。

また、事業計画を取りやめようとするときは、事業計画取りやめ届出書（様式第9号）を届出してください。

### 2 事業者情報の公表等

事業者が適切な事務手続きをしない場合は、必要な措置を講ずるよう指導及び助言、期間を定めて必要な措置を講じるよう勧告します。

事業者が正当な理由なく勧告に従わない場合は、当該事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を公表するとともに国へ報告します。なお、この条例への違反は、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」による事業認定の取消要件に該当しません。



問い合わせ

**TEL : 072-674-7486**

高槻市 市民生活環境部 環境政策課 (本館5階)

〒569-8501

高槻市桃園町2番1号

FAX : 072-661-3198